

## 第7期第3回高圧ガス規格委員会

1. 開催日時： 令和8年6月23日（火）10:00～12:00
2. 場 所： WEB開催（Zoom）
3. 主要議題： 高圧ガス保安協会技術基準の見直しに関する審議など

※ご注意（高圧ガス規格委員会規程第14条第6項に基づく録画などに関する注意事項）

- ・本委員会は、事務局が議事録を作成する目的で録音・録画させていただきます。
- ・委員を含む参加者の録音・録画は原則として認められませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

オブザーバー出席を希望される方は、会社名、部署名、役職名、氏名及び電話番号を明記のうえ、令和8年6月19日(金)までに下記連絡先まで、e-mailにてご登録ください（ご登録頂いた情報は、当委員会の運営（連絡など）のため必要な範囲においてのみ使用いたします）。

ご登録後、令和8年6月22日（月）を目途に、web参加用のURLを送付させていただきます。

また、委員会に参加する全ての方（オブザーバーを含む。）には、委員等倫理心得（次頁参照）の遵守を求めます。オブザーバーとして出席を希望される方はご留意いただきますようお願いいたします。

本件担当：保安技術部門 保安基準グループ 保安基準チーム 長島  
〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル  
TEL：03-3436-6103  
FAX：03-3438-4163  
E-mail：hpg@khk.or.jp

## 委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

### (専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

### (中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

### (秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

### (品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。